那覇市公報

第１８８５号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇告　　示◇

○令和７年(2025 年) ５月那覇市議会臨時会の招集について（総務課） ･･････ 983

○令和７年度市政功労者の表彰について（秘書広報課） ･････････････････････ 984

○令和７年(2025 年) ５月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課） ･･･ 986

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課） ･･･ 987

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課） ･･･ 989

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） ･･･ 990

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課） ･･･ 991

◇公　　告◇

○会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務に係る公募型プロポーザルの実施について（議会事務局議事管理課） ･･････････････････････････････････････ 992

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課） ･･･ 993

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・ 994

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 996

◇教育委員会規則◇

○那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則
・・・ 997

◇教育委員会公告◇

○那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1000

○那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1002

○那覇市体育施設指定管理者の募集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1004

告　　示

那覇市告示第 117 号
令和７年５月 14 日
掲　　示　　済

令和７年(2025年) ５月那覇市議会臨時会の招集について

令和７年(2025年) ５月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長　知念　覚

１　招 集 の 日　　令和７年５月22日（木）
２　招集の場所　　那覇市議会議場
３　付議事件名
（１）在沖米海兵隊員による凶悪的蛮行・性的暴行事件等に関する意見書
（２）在沖米海兵隊員による凶悪的蛮行・性的暴行事件等に関する抗議決議
（３）専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例の一部を改正する条例制定）
（４）専決処分の承認を求めることについて（那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定）
（５）専決処分の承認を求めることについて(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

那覇市告示第 123 号
令和７年５月 20 日
掲　　示　　済

令和７年度市政功労者の表彰について

令和７年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第２条第１項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第５条第２項の規定により公示する。

那覇市長　知念　覚

登録番号 504 号

氏名　阿波連（あはれん）　光（ひかる）（60 歳）

功績概要　長年にわたり那覇市公平委員会委員を務め、その間、同委員会の委員長を歴任するなど、弁護士としての卓越した識見をもって職員の勤務条件や不利益処分に係る申し立ての審査等に尽力。また、全国公平委員会連合会九州支部総会の那覇市での開催に尽力するなど、公正な人事行政の確立に貢献。

登録番号 505 号

氏名　糸洲（いとす）　多美子（たみこ）（71 歳）

功績概要　長年にわたり民生委員児童委員を務め、その間、真和志第五民生委員児童委員協議会副会長を歴任し、地域福祉の推進に尽力。また、子どもの居場所づくりに取り組むとともに、那覇市社会福祉協議会の相談員として市民の様々な悩み事をサポートするなど、本市の社会福祉の向上に貢献。

登録番号 506 号

氏名　岸本（きしもと）　孝一（こういち）（88 歳）

功績概要　長年にわたり那覇人権擁護委員を務め、その間、那覇人権擁護委員協議会副会長及び会長、沖縄県人権擁護委員連合会副会長及び会長を歴任し、人権擁護活動に尽力。また、高齢者・障がい者の人権相談や人権啓発活動等を積極的に推進し、共生社会実現を目標に取り組むなど、本市の人権意識の向上に貢献。

登録番号 507 号

氏名　瑞慶山（ずけやま）　良祐（りょうゆう）（82 歳）

功績概要　長年にわたり那覇遺族会の壮年部書記を務め、その間、那覇市連合遺族会副会長及び会長、沖縄県遺族連合会副会長を歴任し、沖縄の戦没者慰霊に関する事業に尽力。那覇市戦没者追悼式の開催に精力的に取り組むとともに、沖縄県の戦没者遺族会の取り組みでは中心的役割を果たすなど、沖縄の平和推進に貢献。

登録番号 508 号

氏名　玉城（たましろ）　正治（まさはる）（82 歳）

功績概要　琉球古典音楽安冨祖流絃声会指導者・実演家として活躍し、平成 9 年に国指定無形文化財「組踊」保持者、平成 21 年に国指定無形文化財「琉球舞踊（総合）」保持者として認定を受ける。また、国内外では組踊や琉球舞踊等の公演を行うほか、後進の指導・育成に尽力するなど、沖縄の伝統文化振興に貢献。

登録番号 509 号

氏名　新元（にいもと）　貞子（さだこ）（99 歳）

功績概要　長年にわたり沖縄県立首里高等女学校の同窓会である「瑞泉同窓会」の会長を務め、同校の学徒看護隊である瑞泉隊の戦争体験の手記「首里高女の乙女たち」の出版に尽力。また、ずゐせんの塔慰霊祭サポートの会の発足に携わるほか、平和通りの活性化に尽力するなど、本市の平和推進及び商業振興に貢献。

那覇市告示第 124 号
令和７年５月 20 日
掲　　示　　済

令和７年(2025年)５月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

令和７年(2025年)５月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長　知念　覚

付 議 事 件 名

（１）西田昌司参議院議員による沖縄戦の実相と史実を歪め、否定する発言への抗議決議

（２）米軍普天間飛行場所属ＵＨ-1 ヘリコプターの落下物事故に関する意見書

（３）米軍普天間飛行場所属ＵＨ-1 ヘリコプターの落下物事故に関する抗議決議

那覇市告示第 145 号
令 和 7 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　知念　覚

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
アース訪問看護ステーション那覇	株式会社 EARTH　OCEAN	令和７年４月１日～ 令和 13 年３月 31 日
那覇市久茂地１－４-15-702 泉崎 Uf ビル		
訪問看護ステーションなまくま	株式会社なまくま	令和７年４月１日～ 令和 13 年３月 31 日
那覇市安里３丁目１番 47 号		
泊こざくらクリニック	島袋　盛洋	令和７年５月１日～ 令和 13 年４月 30 日
那覇市泊１－13－16		
那覇セントラルクリニック	医療法人好縁会	令和７年４月１日～ 令和 13 年３月 31 日
那覇市鏡原町 10 番３号		
なかざとファミリー歯科 口腔クリニック	仲里　尚倫	令和７年５月１日～ 令和 13 年４月 30 日
那覇市大道 45 番地		

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
しま愛デンタルクリニック	島袋　誉之	令和７年５月１日～ 令和13年４月30日
那覇市壺屋２丁目４番10号		
あいらんど薬局　泊店	株式会社ジーセットメディカル	令和７年５月１日～ 令和13年４月30日
那覇市泊１－13－１		

那覇市告示第 146 号
令 和 7 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称	開設者	廃止年月日
所　在　地		
古謝内科医院	古謝　将常	令和７年４月 30 日
那覇市泉崎２－７－２		
ひさつねクリニック	久恒　英文	令和７年４月 11 日
那覇市真嘉比３－２-18　グランデュール古島駅前１階		
又吉内科クリニック	医療法人せせらぎ	令和７年４月 30 日
那覇市安里２丁目９番８号　サンステーションビル１階		
小禄セントラルクリニック	医療法人好縁会	令和７年３月 31 日
那覇市山下町３-16　OAS 航空ビル３階		
タマキ歯科医院	玉城　生夫	令和７年３月 31 日
那覇市久茂地２-12-１		
ハート歯科医院	兼城　繁	令和７年３月 31 日
那覇市字田原３丁目 12 番地６		

那覇市告示第 147 号
令 和 7 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

名　　称 （廃止する事業の種類）	廃止年月日
所　在　地	
認知症対応型グループホーム末吉 （認知症対応型共同生活介護）	令和７年５月 31 日
那覇市首里末吉町２丁目 95 番４	

那覇市告示第 148 号
令 和 7 年 6 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第２項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　知念　覚

施　術　者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
上里　大樹	柔道整復	令和７年４月１日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 297 番地１	
宮城　利緒音	柔道整復	令和５年８月 31 日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 297 番地１	
島袋　優美笑	柔道整復	令和７年１月４日
おなが那覇整骨院	那覇市字仲井真 297 番地１	

公　　告

那覇市公告第 111 号
令和７年５月 12 日
掲　　示　　済

会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務に係る公募型プロポーザルの実施について

会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長　知念　覚

１　業務名　　会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務

２　参加表明書等の提出期限
令和７年６月９日（月曜日）午後５時

３　企画提案書等の提出期限
令和７年６月 25 日（水曜日）午後５時

４　企画提案募集要領等
募集要領や提出書類、仕様書等の詳細については、那覇市議会公式ホームページ等に掲載

５　書類提出先及び問い合わせ先
那覇市議会事務局議事管理課（担当：山城）
電話：098－862－8153(内 2649)
ＦＡＸ：098－862－8296
E-mail：G-GIJI001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 142 号
令和７年５月 20 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第２項の規定において準用する同法第 62 条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 62 条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　知念　覚

１　都市計画事業の種類及び名称
　（１）種類　　那覇広域都市計画道路事業
　（２）名称　　３・３・10号汀良翁長線

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
　（１）場所　　那覇市都市みらい部道路建設課
　（２）期間　　令和７年５月 20 日～令和 12 年３月 31 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第８号
令　和　７　年　５　月　２　日
掲　　示　　済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第１項第１号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録番号	事　業　者	事業所の所在地	代表者 指定年月日
553	株式会社サンコウ設備工業	糸満市西崎二丁目３番10号	山根　孝幸 令和７年３月28日
554	神谷管工	糸満市字賀数469番地 ニュー・ワールド208号	神谷　誠 令和７年４月28日

那覇市上下水道局告示第９号
令　和　７　年　５　月　９　日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　屋比久　猛義

指定（登録）番号	第 583 号
指定工事店名	株式会社サンコウ設備工業
営業所所在地	糸満市西崎２丁目３番 10 号　カーサ丸徳２(101)
代表者氏名	山根　孝幸
有効期間	自　令和７年４月 30 日
	至　令和 12 年３月 31 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第２号
令　和　７　年　５　月　９　日
公　　布　　済

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長　宮　里　寿　子

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［別表第1　別記］	［別表第1　別記］
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

［改正前　別記］

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
［略］	
金城小学校	字赤嶺(全部) 赤嶺1丁目4番地～16番地 赤嶺2丁目4番地～15番地 字大嶺(全部) 字安次嶺(全部) 金城1丁目～5丁目(全部) 田原1丁目(全部) 田原3丁目2番地、6番地～10番地、11番地1～11番地2、11番地8～<u>11番地11</u> 字当間(全部)
［略］	

［改正後　別記］

別表第1(第3条関係)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
［略］	
金城小学校	字赤嶺(全部) 赤嶺1丁目4番地～16番地 赤嶺2丁目4番地～15番地 字大嶺(全部) 字安次嶺(全部) 金城1丁目～5丁目(全部) 田原1丁目(全部)

	田原3丁目2番地、6番地～10番地、11番地1～11番地2、11番地8～11番地12 字当間(全部)
［略］	

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 11 号
令　和　７　年　６　月　２　日

那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第19条の規定により、令和８年４月から那覇市繁多川公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長　宮　里　寿　子

１　名称及び位置
那覇市繁多川公民館　　那覇市繁多川４丁目１番38号
２　管理の基準及び業務の範囲
那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
３　指定予定期間
令和８年４月１日から令和13年３月31日まで（５年間）
４　応募に関する事項
(1) 応募資格
指定管理期間中、那覇市繁多川公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。
①団体が単独で応募する場合
ア　本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
②共同企業体で応募する場合
ア　代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
イ　代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。
ウ　同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。
(2) 欠格事項
次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

①市税等の滞納をしている法人等。
②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
③過去１年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。
④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。
⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。
⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。
⑦那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

５　申請の方法

(1)　那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

(2)　募集要項等の配布

配布期間：令和７年６月２日(月)から令和７年８月４日(月)まで
（土曜、日曜、祝日、慰霊の日〈６月23日〉を除く）

配布時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課
（那覇市役所　本庁舎10階）

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3)　指定申請書の提出方法　持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課

６　申請を受付する期間

(1)　受付期間：令和７年６月２日(月)から令和７年８月４日(月)まで
（土曜、日曜、祝日、慰霊の日〈６月23日〉を除く）

(2)　受付時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

７　説明会及び施設見学会の開催

那覇市繁多川公民館の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

(1)　日　　時：令和７年６月19日(木)午後１時30分

(2)　場　　所：那覇市繁多川公民館　研修室２
那覇市繁多川４丁目１番38号

(3)　申込受付：６月16日（月）午後３時までに、問い合わせ先のＥメールアドレスへ那覇市繁多川公民館説明会及び施設見学会参加申込書（様式７）をＥメール、またはＦＡＸで提出してください。なお、参加人数は１団体３名までとします。

８　問い合わせ先

那覇市教育委員会　生涯学習部　生涯学習課
住　所：〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電　話：098-917-3502
ＦＡＸ：098-917-3521
E-mail：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp

那覇市教育委員会公告第 12 号
令　和　７　年　６　月　２　日

那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第 19 条の規定により、令和８年４月から那覇市若狭公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長　宮　里　寿　子

１　名称及び位置
那覇市若狭公民館　　那覇市若狭２丁目12番１号
２　管理の基準及び業務の範囲
那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
３　指定予定期間
令和８年４月１日から令和13年３月31日まで(５年間)
４　応募に関する事項
(1) 応募資格
指定管理期間中、那覇市若狭公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。
①団体が単独で応募する場合
ア　本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
②共同企業体で応募する場合
ア　代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。
イ　代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。
ウ　同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。
(2) 欠格事項
次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。
①市税等の滞納をしている法人等。
②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
③過去１年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消し

を受けている法人等。

④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。

⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。

⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。

⑦那覇市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

５　申請の方法

(1)　那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

(2)　募集要項等の配布

配布期間：令和７年６月２日(月)から令和７年８月４日(月)まで
（土曜、日曜、祝日、慰霊の日〈６月23日〉を除く）

配布時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課
（那覇市役所　本庁舎10階）

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3)　指定申請書の提出方法　持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎1丁目1番1号　那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部　生涯学習課

６　申請を受付する期間

(1)　受付期間：令和７年６月２日(月)から令和７年８月４日(月)まで
（土曜、日曜、祝日、慰霊の日〈６月23日〉を除く）

(2)　受付時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

７　説明会及び施設見学会の開催

那覇市若狭公民館の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

(1)　日　　時：令和７年６月25日(水)午後１時30分

(2)　場　　所：那覇市若狭公民館　研修室１
那覇市若狭２丁目12番１号

(3)　申込受付：６月20日（金）午後３時までに、問い合わせ先のＥメールアドレスへ那覇市若狭公民館説明会及び施設見学会
参加申込書（様式７）をＥメール、またはＦＡＸで提出してください。なお、参加人数は１団体３名までとします。

８　問い合わせ先

那覇市教育委員会　生涯学習部　生涯学習課
住　所：〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電　話：098-917-3502
ＦＡＸ：098-917-3521
E-mail：E-S-SYA001@city.naha.lg.jp

那覇市教育委員会公告第 13 号
令　和　７　年　６　月　２　日

那覇市体育施設指定管理者の募集について

那覇市体育施設条例第16条の規定により、令和８年４月から那覇市体育施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長　宮　里　寿　子

１　名称及び位置
那覇市体育施設
（１）　那覇市民体育館　　那覇市字識名1227番地（識名公園内）
（２）　漫湖公園市民庭球場　　那覇市鏡原町37番1号（漫湖公園内）
（３）　那覇市民首里石嶺プール　那覇市首里石嶺町2丁目70番地9
（石嶺文化スポーツプラザ内）

２　管理の基準及び業務の範囲
那覇市体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり

３　指定予定期間
令和８年４月１日から令和13年３月31日まで（５年間）

４　応募に関する事項
（１）　応募資格
応募者は指定管理期間中、那覇市体育施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人、又はその他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。但し、個人の応募は不可とします。
ア　団体が単独で応募する場合
市内に本店（主たる事務所）を有している法人、又はその他の団体であること。
イ　共同企業体で応募する場合
(ｱ)　代表者及び構成員：市内に本店（主たる事務所）を有している法人、又はその他の団体であること。
(ｲ)　代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。
(ｳ)　応募の際には「共同企業体協定書」を提出すること。なお、「共同企業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。
(ｴ)　同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になっていないこと。
（２）　欠格事項
次に該当する法人等は、申請することができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合は、当該共同企業体が行った申請は無効とします。
ア　国税、都道府県税及び市税の滞納をしている法人等

イ　応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等
ウ　過去１年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等
エ　会社の更生法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等
オ　団体の代表者及び役員が破産者又は拘禁刑以上の刑に処されている法人等
カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、反社会的勢力並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

５　応募の方法
（１）　那覇市体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
（２）　募集要項等の配布
配布期間：令和７年６月２日(月)から令和７年８月４日(月)まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
配布時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）
配布場所：那覇市教育委員会生市民スポーツ課窓口
募集に関する要項等や応募に関する様式等は那覇市教育委員会市民スポーツ課ホームページからダウンロードすることもできます。
（３）　指定申請書の提出方法　持参により下記場所へ提出して下さい。
場所：那覇市泉崎1丁目1番1号　那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部　市民スポーツ課

６　応募受付期間
（１）　受付期間：令和７年６月２日(月)から令和７年８月４日(月)まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
（２）　受付時間：午前９時から午後５時まで
（正午から午後１時までの間を除く）

７　説明会及び施設見学会の開催
那覇市体育施設の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。
（１）　日　　時：令和７年７月４日(金)午後１時30分から
（２）　場　　所：那覇市民体育館会議室（２階）
那覇市字識名1227番地
（３）　申込受付：令和７年６月30日（月）午後５時までに、問い合わせ先のメールアドレスへ「那覇市体育施設説明会及び施設見学会参加申込書（様式23）」を提出するか、またはFAXにて提出してください。なお、参加人数は１団体２名までとします。

８　問い合わせ先
那覇市教育委員会　生涯学習部　市民スポーツ課
住所　　〒900-8553　那覇市泉崎1丁目1番1号
電話　　098-917-3504
FAX　　098-917-3521
E-mail　e-s-sup001@city.naha.lg.jp
担当　　上江洲